

中間市第5次総合計画基本構想（素案）に関する意見・質問票に対する回答

No	委員	頁	質問・意見	回答	修正前	修正後
1	池田委員	2	2. 策定の基本姿勢（1）行政経営の指針となる計画  「各部局の責任と権限において自律的に施策を推進する仕組みを実現するための全庁的な行政経営の指針となる計画を目指す」とありますが、各部局の部長や課長が先頭に立って計画づくりをしたことがありますか。計画をしたことが無い部長、課長に失礼ですけどできますか疑問に思います。	組織である以上は、各部局の長がリーダーシップを取りながら計画を策定していくこととなります。庁議や部長会議、これまでの個別計画の策定においても携わってきているものと考えますので、部長や課長の先導の下で組織として一体となり対応していくべきものと考えています。	—	—
2	池田委員	2	2. 策定の基本姿勢（2）選択と集中  「限られた財源を有効に活用するため施策推進にあたっては選択と集中を図ります」と言葉では言っていますが、予算編成は市長、部長クラスで行っているのですか。	予算編成時点での最終決定権者は市長となりますが、当然のことながら部長も予算編成には大きく関わっています。	—	—
3	池田委員	2	2. 策定の基本姿勢（4）市民参画  市民とまちづくりに対する課題や目標を共有するため市民から意見を聴き計画への反映に努めます。「市民から意見を聴き」とありますがこれはパブリックコメントの事ですか。それとも住民説明会でも行うのでしょうか。	パブリックコメントを実施することとしています。	—	—
4	堀田委員	2	2. 策定の基本姿勢（4）市民参画  総合計画は市の最上位計画であり、計画策定の過程から住民の十分な意見反映が保障されなければならない。審議委員会の議論だけで住民の意見を反映したとすることがあってはならない。審議会議事録の速やかな公表、計画策定の段階での住民説明会の実施など十分な住民参画を保障すること。	本計画を策定するに当たっては、住民説明会という形式ではなく、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を求めることとしています。形式的なものではなく、寄せられた意見を踏まえた上で計画の見直しも必要であると考えています。  議事録につきましては、各委員の承諾を得た後に速やかに公表いたします。	—	—

5	池田委員	3	<p>3. 計画の構成と期間 (1) 基本構想</p> <p>「一定の普遍的な視野にたったものとするため策定年度から 10 年間とします。」ですが、今後市長が代わられても基本構想は変わりませんか。</p> <p>「本計画は 1977 年に制定した市民憲章に謳った市民が願う都市像とします。」とありますが、制定した年から 45 年が経過してますが一度でも委員を構成し会議や委員会等が開催された事がありますか。多分開催はされて無いと思います。</p>	<p>基本構想に関しては市長が代わったとしても変わることはありませんが、基本計画に関しては時代の流れに合わせて必要に応じて見直すことと考えています。</p> <p>市民憲章に関しましては、ご指摘いただいたようなことは確認できませんでした。</p>	—	—
6	廣川委員	3	<p>3. 計画の構成と期間</p> <p>「中間市第 5 次総合計画」というものは、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の 3 層構成とします。と記載されているので、審議会においては、この 3 つの構成について全てを議論の対象とする事が望ましい。</p>	<p>今回、中間市総合計画策定審議会に諮問させていただいたものとしましては施策体系図までとさせていただいております。第 2 回目の策定審議会においては、実施計画の全体が把握できるような資料を準備したうえで議論していただきたいと考えております。</p>	—	—
7	池田委員	5	<p>1. 人口減少と少子高齢化の進行</p> <p>「人口減少や少子高齢化の進行に歯止めをかける施策の実施が求められます。」と明記されていますが、中間市に魅力が無いため若い人が中間市に移住して来ないのだと思います。市長と職員が一丸となり辛いでしょうが頑張って実現してほしいと思います。</p>	<p>子育て、教育、福祉など、様々な分野において行政サービスを提供しているところでありますが、施策の大綱である七つの柱に基づく事業の推進と併せて、中間市の魅力をさらに広くアピールできるよう努めてまいります。</p>	—	—
8	堀田委員	5	<p>2. 財政再建に向けた行財政運営</p> <p>「このままでは財政破綻を引き起こし、財政再生団体となることも危惧されました」との記載があるが、財政破綻とはどのような状態を言うのか、財政再生団体となることの危惧ははたして事実なのか。</p> <p>2019 年度一般会計は 731,930 千円の黒字、財政健全化を表す普通会計の実質収支は 398,355 千円と黒字である。国が示す財政健全化の指標、財政再生団体となる実質赤字比率は 20%であり、中間市においては普通会計の赤字額が 1,890,156 千円に</p>	<p>財政破綻した自治体は自ずと財政再生団体となり、地方自治体は、自治体財政健全化法に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費率のいずれかが一定の基準を超えると財政再生団体に指定されます。財政再生団体になると国の管理下で再建に取り組むこととなります。</p> <p>ご指摘の財政状況に関する記述についてですが、平成 27 年度から平成 30 年度において実質的な単年度収支に不足が生じ、この不足は基金で補った結果、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間で一般会計基金の残高は約 25 億円以上減少し、枯渇する状況となりました。</p>	<p>本市を取り巻く経済情勢の悪化や少子高齢化の進行の影響は、あまりに大きく、2015 (平成 27) 年以降、慢性的な財源不足に陥り、その不足を財政調整基金などの取り崩しで補う状況が継続しました。</p> <p>その結果、2019 (令和元) 年度決算では財政調整基金がほぼ枯渇するまでの状況となり、<u>このままでは財政破綻を引き起こし、財政再生団体となることが危惧されました。</u></p>	<p>本市を取り巻く経済情勢の悪化や少子高齢化の進行の影響は、あまりに大きく、2015 (平成 27) 年以降、慢性的な財源不足に陥り、その不足を財政調整基金などの取り崩しで補う状況が継続しました。</p> <p>その結果、2019 (令和元) 年度決算では財政調整基金がほぼ枯渇するまでの状況と<u>なるほどの財政危機となりました。</u></p>

			<p>なったとき財政再生団体となる。</p> <p>財政再生団体となる危惧など全くない。財政状況の正確な把握は総合計画の帰趨に関わる重要なことである。ありもしない財政破綻、財政再生団体の表記は削除すべきである。付け加えて言うならば2019年度は市有地売却に失敗し一般会計の赤字を避けるため、多額の起債の借り換えをして財政規模を膨らまし、一般会計の赤字決算を回避したものである。市の財政運営の失敗を財政危機と称し責任を回避しようとするものであり、このような事実を歪曲する手法は真の財政健全化にとって有害である。</p>	<p>財政再生団体となることが危惧されたことは事実ではありますが、表記することが不適切であるとのこと意見でありますことから、「財政危機」という表現に変更いたします。</p>		
9	堀田委員	5	<p>「継承した病院事業の負担」とは何を意味するのか。閉院した病院事業の精算が市の財政運営にどのような支障を起こしたのか、すべて清算され、なおかつ基金への積み立てまで行っている財政状況である。</p>	<p>医療機器の残価等の起債や令和3年度に発生した割増退職金等、これらの債務を一般会計から支出している状況にあることから、「継承した病院事業の負担」という表記をしております。</p>	—	—
10	堀田委員	5	<p>「10年間で約100億円を超える行政需要」とあるが、この中身は何なのか。まさに今後10年間の財政運営の含めた総合計画を策定しようとする前に「100億円の行政需要」が確定しているならば、何のための総合計画なのかすべてゼロベースから議論すべきではないのか。一方で根拠の無い財政状況の厳しさを言い、一方で100億円の事業は確定していることを前提にするような総合計画であってはならない。</p>	<p>内部資料にはなりますが、財政課が今後の行政需要予測として示したものとして、「公共施設の維持保全費用」「学校再編費用」等の総額が概ね100億円となっています。</p> <p>しかしながら、変更の可能性を含んでいることは事実です。一時の財政危機状況は脱却しているものの、今後控えている行政需要は避けて通れないものであり、決して油断できるような状況にないという意味で数値化して示したものです。</p> <p>記載の表現を変更いたします。</p>	<p>しかし、<u>承継した病院事業債の負担や今後10年間で予測される約100億円を超える</u>行政需要、新型コロナウイルス感染症に起因する税収の減少などが想定される状況において、事業整理による収支バランスの取れた行財政基盤の構築は、今後の継続的な市政運営を行う上で、必ず解決しなければならない課題です。</p>	<p>しかし、<u>今後予測されている多額の</u>行政需要、新型コロナウイルス感染症に起因する税収の減少などが想定される状況において、事業整理による収支バランスの取れた行財政基盤の構築は、今後の継続的な市政運営を行う上で、必ず解決しなければならない課題です。</p>
11	池田委員	5	<p>3. 社会資本整備と老朽化対策</p> <p>「将来世代に対し過度な負担を残さないためにも早期の取組が必須と言えます。」には同感です。人口が増えれば地方交付税も増えます。辛いでしょが頑張ってください。</p>	<p>長期的な視点に立ち、将来にわたって持続可能なまちをつくるのが最も重要であるとの認識の下で計画的に推進してまいります。</p>	—	—
12	池田委員	6	<p>5. 移住・定住の促進</p> <p>空家バンク制度・小規模保育事業・中学校迄子ども</p>	<p>移住・定住の推進は第2期中間市まち・ひと・しごと総合戦略においても重要施策として位置付け取り組んでいるところであり、子育て環境や学校教</p>	—	—

			<p>の医療費助成には大賛成です。中間南校区・底井野校区乗合タクシー事業についてですが、南校区の乗車率が悪いので循環式よりも底井野校区のようにデマンド方式に切替たほうがよいのでは。</p>	<p>育などを充実させることが欠かせないものであると認識しています。</p> <p>中間南校区・底井野校区乗合タクシー事業の在り方については、まずは担当部署での判断・検証の必要性があることから、担当部署にご意見として伝えさせていただきました。</p>		
13	日高委員	6	<p>6. Society5.0、自治体 DX の推進</p> <p>DX といっても高齢者を含めわからない人も多くいると思うので、DXを進めることのメリットを含め、もう少し具体的にわかりやすくしてほしい。</p>	<p>行政事務の効率化を視점에記載していますので、住民の視点での記載を加えます。個別具体的な取り組みに関しては実施計画において定めることと考えています。</p>	<p>これらの課題に対する解決策の一つが自治体 DX であり、「自治体の情報システムの標準化・共通化」、「マイナンバーカードの普及促進」、「行政手続のオンライン化」、「AI・RPA*7 の利用推進」、「テレワークの推進」を実施することによって行政事務の更なる効率化・省力化を目指す必要があります。</p>	<p>これらの課題に対する解決策の一つが自治体 DX であり、「自治体の情報システムの標準化・共通化」、「マイナンバーカードの普及促進」、「行政手続のオンライン化」、「AI・RPA*7 の利用推進」、「テレワークの推進」を実施することによる住民サービスの向上、行政事務の更なる効率化・省力化を目指す必要があります。DXを推進することで、住民にとっては「何か手続きをしようとするときに市役所に訪れる必要がなくなる」、「災害時の被害状況をいち早く知ることができる」などの利点につながります。</p>
14	日高委員	7	<p>7. 官民連携と SDG s の推進</p> <p>中間市として具体的に SDG s をどう考え、どう取り組んでいくのかという指針的なものを明示していただけると、市民の方も分かり易いと思います。DX同様に言葉だけが先行していると思います。ジェンダーフリー・LGBT・SOGIハラスメントからアウティングの問題など多岐にわたって問題としてあるかと思います。市民目線での分かり易い市としての取り組みを入れていただけたらと思います。</p>	<p>本市においては、現在、ご指摘のようなSDG sに係る指針はありませんが、今後、指針を明示した上でSDG sを推進していくこととしています。行政が展開している事業はいずれもSDG sの推進につながるものであるとの認識から、基本計画に基づく実施計画において、基本事業と国連の持続可能な開発のための17の目標との関係性を紐づけ明示することとしています。</p> <p>基本構想は理念に当たるものとの認識から、個別具体的な事象についてはだれもがわかりやすい表現として、基本計画または実施計画に示させていただきたいと考えています。</p>	—	—
15	内田会長	11	<p>将来像をどうするか。サブテーマと位置付けているものが最上段に提示されているため、将来像に見えてしまう。</p> <p>サブテーマとして示されている文言（「夢のあるまち」など）が、市民憲章のどの部分からイメージされたものであるかというのが不明確であるので明確にした方がよい。今の時代に欠けている視点がないかも検証する必要があるのでは。</p>	<p>市民憲章は、市民がみんなで作る約束ごとを作り、みんながこの決まりを守り、「豊かなまちづくり」を進めていこうというものとして昭和52年に制定されています。「豊かなまちづくり」には「住みたくなるまちづくり」の意味が込められており、その指標とされるべきものとして、心に潤いを持たせ、豊かな心を育てていくための手がかりを見つけてくれるものとされています。</p> <p>この「住みたくなるまちづくり」を目指すには、</p>	<p>1. 将来像</p> <p>豊かな水源とともに織りなされた歴史と文化のもと</p> <p>将来の若者たちが希望を抱く「夢のあるまち」、なかま</p> <p>本市は、遠賀川を中心に北九州市に隣接した東部地区は住宅地に、西部地区は温暖な気候と</p>	<p>1. 将来像</p> <p>豊かな水源とともに織りなされた歴史と文化のもと</p> <p>市民が希望を抱く「夢のあるまち なかま」</p> <p>本市は、遠賀川を中心に温暖な気候と肥沃な土地に恵まれ、2015（平成27）年にユネスコ世界文化遺産に登録された「遠賀川水源地ポンプ室」を</p>



			<p>中間市に「夢」が持てるまち、「夢」が詰まったまちであるべきだと考えています。そのためには、普遍的なものである市民憲章に掲げる5項目の決まりごとをみんなで守っていくことが、限りない明日への躍進につながるものと読み解いたものです。中間市域は肥大な遠賀川平野に位置し、遠賀川を中心として古代より稲作が盛んに行われてきたこと、鉄づくりのために遠賀川水源地ポンプ室が現役で稼働し遠賀川の水を送り続けていることなど、遠賀川との関係は長きに渡っています。このようなことから、歴史や文化を背景に持つ遠賀川を連想させるフレーズを施すこととしました。</p> <p>今の時代に欠けている視点がないかというご意見については、市民憲章が定められた当時には想定されていないような出来事も起こってきている状況にはありますが、市民憲章で謳われている内容に関しましては、時代に左右されるものではなく広義においてあらゆることを包含しているものとなっていると認識しております。</p>	<p><u>肥沃な土地、恵まれた水を利用して、古くから</u> <u>水稻を中心とした農業が盛んに行われてきました。</u></p> <p><u>また、豊かな恵みをもたらす遠賀川の沿線には、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」として2015（平成27）年にユネスコ世界文化遺産に登録された「遠賀川水源地ポンプ室」が稼働しており、100年以上経った現在もなお、役割は変わることなく、鉄づくりのために遠賀川の水を送り続けています。</u></p> <p><u>交通についても、市の中央をJR福北ゆたか線（筑豊本線）と筑豊電気鉄道が、隣接市町には国道3号線や九州自動車道が存在し、「アジアの玄関口」である福岡市までは自動車でも40分以内の距離にあります。この交通の便の良さを活かし、たくさんの製造業企業が立地しています。</u></p> <p><u>一方、人口においては、2020（令和2）年の国勢調査では、依然人口減少の傾向が顕著であり、今後も少子高齢化が進むものと思われる。</u></p> <p><u>従来の総合計画では、改定ごとに将来像を見直してきましたが、本来、まちの将来像は、市勢に大きな変化をもたらす事象がない限りは普遍的なものであるべきだと考え、本計画では、市民憲章を将来像として採用することといたしました。</u></p> <p><b>【中間市民憲章】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一、きまりを守り平和で安全なまちをつくります</li> <li>一、しごとに励み活気にみちたまちをつくります</li> <li>一、人をだいにし心ゆたかなまちをつくります</li> <li>一、若い力を育てスポーツと文化のまちをつくります</li> <li>一、自然を守り美しいみどりのまちをつくります</li> </ul> <p>この市民が願う本市の将来像の実現に向け、自然環境や立地を活かしながら、温故知新を旨として、経済や社会の変化に即し、限られた行政資源</p>	<p><u>はじめ、貴重な地域資源である水と共に歴史を歩んできました。</u></p> <p><u>そして、これからも多くの人々がその恩恵を受けながら心穏やかに暮らし続けられる、そんなまちづくりを目指していきます。</u></p> <p><u>1977（昭和52）年に制定された市民憲章は、市民がみんなで約束ごとを作り、みんなでこの決まりを守り、「豊かなまちづくり」を進めていこうというものです。「豊かなまちづくり」には「住みたくなるまちづくり」の意味が込められており、その指標とされるべきものとして、心に潤いを持たせ、豊かな心を育てていくための手がかりを見つけてくれるものとされています。</u></p> <p><u>この「住みたくなるまちづくり」を目指すには、中間市に「夢」が持てるまち、「夢」が詰まったまちであるべきだと考えています。</u></p> <p><u>中間市民が願う市民憲章を基本に、将来像の実現に向け、自然環境や立地を活かしながら、温故知新を旨として、経済や社会の変化に即し、限られた行政資源を有効活用しつつ、将来に亘って持続可能な「夢のあるまちなかま」を目指したまちづくりを進めます。</u></p> <p><b>【中間市民憲章】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一、きまりを守り平和で安全なまちをつくります</li> <li>一、しごとに励み活気にみちたまちをつくります</li> <li>一、人をだいにし心ゆたかなまちをつくります</li> <li>一、若い力を育てスポーツと文化のまちをつくります</li> <li>一、自然を守り美しいみどりのまちをつくります</li> </ul>
--	--	--	---	--	--

					を有効活用しつつ、将来に亘って持続可能なまちづくりを進めます。	
16	日高委員	14	<p>3. 人口の将来展望（3）基本的な視点</p> <p>4つの視点を上げておりますが、これも将来像（中間市市民憲章）とリンクした中での4つの視点だと思います。市民憲章の目的等詳細を、教えていただけるとなっているかと思いますが、会議でも多く人口問題が上げられていました。この4つの視点も、市民憲章として挙げられているから、4つの視点として挙げているという説明があるとしても分かり易いと思いますので、その説明もよろしくをお願いいたします。</p>	<p>ご指摘いただきました人口減少対策に係る4つの視点につきましては、将来像（中間市市民憲章）と直接的にリンクするものではありません。この4つの視点は「第2期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、将来にわたって活力あるまちを維持するためには、安定的な人口規模の確保と人口構造の若返りを図るとともに、人口減少に歯止めをかける必要があることから、社会増・自然増に係る施策を同時並行かつ相乗的に進めることが重要であるとの見地に基づき、人口減少問題に取り組むための指針として定めた基本目標となります。</p>	—	—
17	大和委員	14	<p>2060年に23,026人を上回ることを将来展望と掲げているが、その時点の人口ピラミッドはどのようになっていると想定しているか。また、その時点での税収はどのくらいになっているか、財政支出がどのような状況になっているか、行政運営できる状況にあるのか。</p>	<p>人口ピラミッドの根拠となる数字は、基本構想の14ページに記載していますとおり「第2期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において本市の目指すべき人口規模として示しているものですが、これは国立社会保障・人口問題研究所による推計値に基づき試算したものです。国立社会保障・人口問題研究所による推計は「年少人口」「生産年齢人口」「65歳以上人口」の3つの区分で示したものであることから、2060年における詳細な人口ピラミッドを作成するに当たっては資料不足により作成が困難であったため、お示しすることは断念いたしました。</p> <p>ピラミッドの形状としましては、現在はつぼ型ですが、少子化が進むことにより底辺が今以上に狭くなるつぼ型になるものと想定しています。</p> <p>また、2060年時点の税収予測や行政運営に関しましては、人口減少社会にあることからそれに伴い税収が減少することが想定され、併せて歳出も抑制されることとなります。行政運営を行うことができるように、現段階から長期的な視点に立ち、この総合計画に基づき行動していくことが重要であると認識しております。</p>	—	—
18	池田委員	15	<p>◆地域間の連携や安全・安心な暮らしの確保など時代に合った地域づくり</p>	<p>人口減少や少子高齢化が見込まれている中で、だれもが安全で安心に暮らせるまちづくりを目指す</p>	—	—

		<p>〈重点施策〉(1) 市民協働のまちづくりの推進 市民協働のまちづくりの推進と謳ってはいますが行政の都合の良い言葉だと思っています。本当に協働と言うのならば中間市第5次総合計画の3P・(1)基本構想で「一定の普遍的な視野に立ったものとするため、策定年度から10年間とします。」と謳っていますので辛くて厳しいとは思いますが頑張って必ず実行して下さい。お願い致します。</p>	<p>ためにはこれまで以上に協働のまちづくりを推進していく必要があります。行政の都合の言い言葉と受けとめられることがないよう、これからも市民と行政が良きパートナーとして各々の特性を活かしながら「まちづくり」を進めていかなければならないと認識しています。</p>		
--	--	--	--	--	--